

総合評価落札方式による総務業務センター運営委託業務の発注について（案）

令和 2 年 1 月
大阪広域水道企業団
経営管理部 総務課

今回発注する「総務業務センター運営委託業務」については、給与事務などの総務事務等を引き続き委託するものであり、継続的な事業の運営や個人情報保護等への配慮などから、相応の技術力を有する受注者を選定する必要があるため、業務実施体制、事務の遂行、適正な水準の確保などの観点から技術提案を求め、技術力と価格の両面から見て最も優れた者を落札候補者として決定する総合評価落札方式により実施する。（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）

1 事業概要

（1）目的

給与事務などの総務事務等について、総務業務センターを設置し、運営については委託することで、業務を効率的かつ効果的に実施する。

（2）業務内容

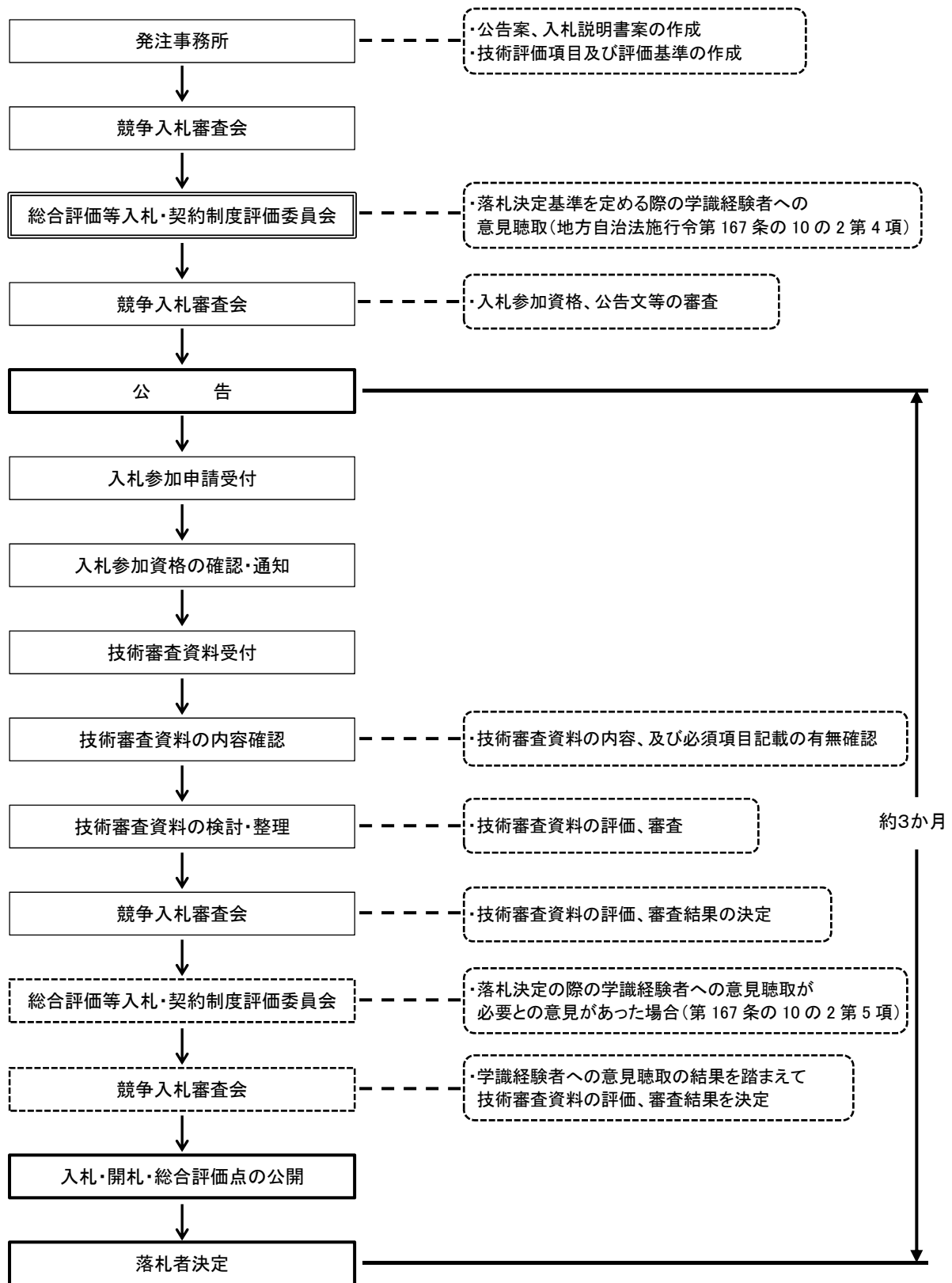
- ① 給与関係業務
- ② 各種認定等業務
- ③ 福利厚生業務
- ④ 共済関係業務
- ⑤ 旅費業務
- ⑥ 非常勤職員関連業務
- ⑦ 料金調定関連業務
- ⑧ 職員研修等業務
- ⑨ 管財業務
- ⑩ 出納業務

（3）履行期間

履行期間：令和 2 年 10 月 1 日 から令和 7 年 9 月 30 日 まで

- ・受注者は、履行開始までに現受注者から引継ぎを完了すること。
- ・受注者は、履行期間を満了する 3 ヶ月前から、次期受注者への引継ぎ業務を開始し、次期履行開始日までに、引継ぎを完了すること。
- ・債務負担に基づく 5 年契約

2 総合評価落札方式における手続の流れ



3 総合評価落札方式の方法

(1) 総合評価点

①総合評価点は、次の計算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点} \quad (\text{加算方式})$$

②技術点及び価格点は、(2)、(3)により算定する。

(2) 技術点

①「提案評価表」に基づき提案内容を評価し、「技術点」を与える。ただし、企業団の定める重要項目について項目ごとに最低限要求する要件を満たしていない場合は、当該評価項目について0点とする（要件については、「④評価項目の得点」を参照のこと）。

なお、技術点の満点は700点とする。

②提案書の記述内容により、0点から5点までの6段階評価とする。また、6段階評価の目安は次のとおりとする。

評価の目安	評価点
標準よりもはるかに優れている	5
標準よりやや優れている	4
標準である	3
標準からやや欠けている	2
標準から大きく欠けている	1
記述がない（評価できない）	0

③各評価項目の重み

評価項目ごとに、重要度に応じて「3」から「5」までの重みを設定する。

④評価項目の得点

評価項目ごとの評価点に各評価項目の重みを乗じて得た点を評価項目の得点とする。

なお、評価項目において重みが「5」の項目については重要項目とし、基準点を15点とする。ただし、15点未満の場合については当該評価項目の得点を0点とする。

⑤技術点に係る得点

技術点に係る得点については、評価項目ごとの得点を合計したものとする。

※提案評価表は、入札公告時に公表する。

(3) 価格点

①入札価格について、「価格点」を与える。

なお、価格点の満点は300点とする。

②価格点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格点} = 300 \text{点} \times (\text{入札価格の最低価格} / \text{入札価格})$$

ただし、入札価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

4 総合評価落札方式による落札者の決定

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内にある者のうち、総合評価点が最も高い者を落札候補者とし、事後審査を行った後、落札者を決定する。
- (2) 総合評価点の最も高い者が同点で2者以上である場合は、電子くじにより落札候補者を決定する。

5 その他

(1) 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価方式の適用にあたっては、大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会に諮り、学識経験者から意見を聴取する。

[学識経験者の意見聴取]

総合評価落札方式を実施する場合、中立かつ公正な審査・評価を行う観点から、落札者決定基準を定めるときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聞く。(地方自治法施行令第167条の10の2第4項)

(2) 情報公開

手続きの透明性・公平性を確保するため、以下のとおり情報を公開する。

① 入札公告時

入札説明書等において以下の事項を明記する。

- a) 入札参加資格
- b) 入札の評価に関する基準
(提案評価表)
 - ・ 評価項目
 - ・ 点数配分
- c) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

② 開札後

大阪広域水道企業団ホームページ等において、以下の事項を公表する。

- a) 入札参加者名(入札参加資格があると通知した者)
- b) 各入札参加者の入札価格
- c) 各入札参加者の価格点
- d) 各入札参加者の技術点
- e) 各入札参加者の総合評価点

③ 技術審査資料の評価結果に対する質問

自己の評価結果について質問事項がある場合は、入札公告及び入札説明書に定めるところにより、質問書の提出ができる。

(3) 公告時期

総務業務センター運営委託業務については、令和2年2月26日以降に入札公告予定である。